

◎新潟県告示第587号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年4月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年1月11日	青木 一夫	二級建築士	第5193号	死亡
平成25年1月11日	中島 照夫	二級建築士	第7759号	死亡
平成25年3月8日	藤巻 久男	二級建築士	第4388号	死亡
平成25年3月22日	田宮 尚人	二級建築士	第14608号	申請
平成25年3月22日	岩城 隆	二級建築士	第9613号	申請
平成25年3月22日	早川 健悟	二級建築士	第17682号	申請